一　道路の種類　一般国道
二　路線名　三十九号
三　指定する道路の部分

区間	幅員延長
北見市北上九八〇番地先から同市端野町川向六八番一まで	一一・一四～二九八・七三メートル　一〇・六三八キロメートル

四　指定する期日　平成二十五年三月二十九日

○北海道開発局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十九日

北海道開発局長　関　博之

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　十二号
三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
札幌市厚別区大谷地東一丁目四三四番一四から同市厚別区厚別中央三条一丁目四三三番一三四まで	前	二五・〇〇～四一・七九メートル　二五・〇〇～四一・七九キロメートル
	後	一九四・一〇〇～一九四・一〇〇メートル　一九四・一〇〇～一九四・一〇〇キロメートル

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

二　道路の種類　一般国道
二　路線名　三十九号
三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北見市西三輪一丁目六四一番三から同市小泉五六九番一まで	前	A　二一・七四～三二・八〇メートル　八・九六五キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	B・C・D　一四・四二～四三五・〇〇　一〇・五九〇 A　二一・七四～三二・八〇　八・九六五 B・C・D　一一・三九～二九八・七三　一〇・六一二	

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

三　一　道路の種類　一般国道
二　路線名　二百七十四号
三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道川上郡標茶町字クチョロ原野北三〇線一七番四地内	前	二三・七〇～二七・三〇メートル　〇・〇二〇キロメートル
	後	二三・七〇～二四・〇〇メートル　〇・〇二〇キロメートル

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十四号	北海道野付郡別海町尾岱沼五番二七地内	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
二百七十四号	北海道川上郡標茶町字クチョロ原野北三〇線一七番四から同町字クチョロ原野二五七番三まで	〃

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○北海道開発局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十号	北海道中川郡美深町字美深六六六番二から同町字敷島一七〇番一まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年三月三十日十六時

○北海道開発局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十九号	北見市北上九八〇番から同市端野町川向六八番一まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年三月三十一日十五時

○北海道開発局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

北海道開発局長　関　博之

路線名　北海道横断自動車道黒松内北見線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北見市北上九八一番から同市北上二二一番地先まで	前	九六・二三～一〇二・六九メートル　〇・〇四二キロメートル
	後	二五・五九～一〇二・六九メートル　〇・〇五一キロメートル

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○沖縄総合事務局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

沖縄総合事務局長　樋谷　裕司

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第千九百六十一号那覇広域都市計画下水道事業中部第一流域下水道